

山形県内観光地の広域周遊促進に向けた地域間連携検証事業（村山・置賜）
業務委託基本仕様書

1 目的

全国的にインバウンド需要が拡大傾向にある中、本県においてもインバウンドの増加とともに特定地域への観光客の集中が見られており、観光需要の平準化や地域間の連携を通じた全県的な観光周遊の実現及び観光消費額の向上が課題となっている。

そこで、本県内における広域周遊の推進による観光客の分散、滞在期間の長期化及び観光消費額の増加の実現可能性について検証するため、本県へのインバウンド観光客のうち来県者数が多い台湾市場や、観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」のターゲット市場である欧米市場を対象に、蔵王温泉を核とした村山・置賜地域観光地への周遊旅行商品の造成を行い、送客に向けた認知拡大を図るもの。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

3 委託業務の内容

以下の2市場をターゲットとし、次の(1)から(5)までに掲げる業務について、受注者の責任のもと適切に実施すること。本委託業務の遂行のために必要となる経費は委託料から支出することとし、諸手続きについても受注者が行うこと。

<ターゲット市場>

○台湾市場

置賜地域が抱える団体旅行受入の課題を考慮し、大型バスを利用した団体旅行ではなく、個人旅行や小グループ、オーダーメイド型の旅行の傾向が強い地域（例：台中市）。

○欧米市場

県が実施する観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」等と連携し、蔵王温泉や村山・置賜地域にある精神文化やアドベンチャートラベル、ガストロノミー等に関するコンテンツを活用した誘客を推進できる国。

(1) 蔵王温泉及び村山・置賜地域のコンテンツを周遊するモデルルートの造成

当該地域内における広域周遊を検証するため、以下の項目を満たすモデルルートを造成することとし、対象とする具体的なターゲット国・地域、その設定理由を明示するとともに、当該ターゲット国・地域に適したモデルルートに組み込むべきコンテンツ案をそれぞれ提案すること。また、モデルルート造成のプロセス（関係者との連携方法を含む）や造成後の販売に向けた調整方法等、現時点でのモデルルート案を提案すること。

- ・ターゲット市場の嗜好、旅行期間、客単価を踏まえたモデルルートとすること。
- ・行程には蔵王温泉を含み、その他村山・置賜地域の精神文化や食、自然、伝統文化体験

等のコンテンツを複数組み合わせ、本県または隣県等を起点として県内最低2泊以上の期間で周遊する着地型旅行商品をターゲット市場別、四季別にそれぞれ最低1つ以上造成すること。

- ・造成したルートのタリフ（タイトル、卸価格、催行期間、行程、集合時間、最少催行人数、最大催行人数、予約方法、キャンセル規定、移動手段（公共交通、貸切バス、レンタカー等）、所要時間、体験、食事、宿泊先を記載したもの）を作成すること。
- ・モデルルートの造成にあたっては、関係自治体、観光協会、観光事業者等と綿密な打ち合わせを行うなど地域のニーズを把握すること。
- ・造成後は速やかに旅行商品化し、販売できるよう現地旅行会社やランドオペレーターと調整すること。
- ・様々な商流からの販売を可能とするため、本事業の受託者のみならず、他の事業者も予約・販売可能なものにすること。

(2) 商品販売に向けたFAMトリップの実施

(1)で造成したモデルルートの内容や行程を検証するため、以下の項目を満たすFAMトリップを実施（台湾市場向け・欧米市場向け各1回以上）することとし、(1)で示したターゲット国・地域ごとに、FAMトリップの実施方法、実施内容、被招請者候補、モデルルートの磨き上げに効果的なアンケート項目を提案すること。

- ・台湾市場において、本県の周遊商品造成・販売に実績又は意欲を有する現地旅行会社を最低3社3名招請し、村山・置賜のコンテンツを現地にて（1回以上）視察させること。
- ・欧米市場において、将来的な本県の周遊商品造成・販売を見据え、現地旅行事業者又は現地旅行会社と取引のある国内ランドオペレーターを最低3社3名招請し、村山・置賜のコンテンツを現地にて（1回以上）視察させること。
- ・招請先の選定にあたっては、顧客層、平均客単価、本県を対象地域としたモデルルートの造成・送客実績、販路、情報発信力等を勘案し発注者と協議のうえ選定すること。行程は県内において最低2泊以上を基本とすること。
- ・FAMトリップの経費は交通費、宿泊費、食事代、通訳料、体験料、現地経費を計上すること。
- ・被招請者には視察後アンケートを実施し、アンケート結果を踏まえ造成したモデルルートの磨き上げを行うこと。

(3) 現地プロモーションの実施

(1)で造成したモデルコースの市場認知と商品化・実売に向けた現地旅行会社等とのコネクション形成のため、以下の項目を満たす現地プロモーションを1市場あたり1回以上実施することとし、(1)で示したターゲット国・地域ごとに、現地プロモーションの実施方法、実施内容を提案すること。

- ・ターゲット市場の旅行者向けイベント（例：旅行博）に参加し、周遊モデルコースのコ

ンテンツを中心としたプロモーションを実施すること。

- ・ターゲット市場の現地旅行会社等とのコネクション形成や商品販売に向けた商談（例：商談会、旅行業界団体向け勉強会・セミナー）等を実施すること。なお、商談・コネクション形成は1市場あたり10社程度確保すること。
- ・上記現地プロモーションへの県職員1名同行のため、当該者の旅費、現地経費（通訳含む）及び宿泊費を経費に見込むこと（受注者が旅行業を営む者である場合は、受注者が県職員の旅行を手配するものとして経費を見込むこと）。

(4) モニターツアーの催行

(1)で造成したモデルルートの内容、価格、体験に対し旅行者の直接的な評価を得るため、以下の項目を満たすモニターツアーを実施することとし、(1)で示した台湾市場に係るターゲット地域における、モニターツアーの実施方法、実施内容を提案すること。

- ・(1)で造成した台湾市場向けモデルルートをベースに、台湾市場をターゲットとして最低1回催行すること。
- ・募集にあたっては、現地旅行事業者等と連携し実施すること。
- ・実施後は、ツアー参加者に対しアンケート（満足度、改善点等）を取得すること。
- ・モニターツアーの催行にあたっては、安価なツアー料金による評価の上振れを防止するため参加者から一定の代金を徴取すること。
- ・行程、実施時期、アンケート項目、代金は、発注者と協議のうえ決定すること。

(5) プロジェクトチーム会議への出席

発注者が主催する関係機関によるプロジェクトチーム会議（年2回）に参加し、本業務に関する報告を行うこと。

4 成果品の納品及び部数

本事業における成果物は以下の通りとし、受注者は令和9年3月12日（金）までに提出すること。

- ① 業務完了報告書：紙媒体にて2部提出すること
- ② 造成した商品の行程表（日本語・ターゲット市場が使用する言語）及びタリフ
- ③ 事業報告書3の(1)から(5)までの事業状況について
- ④ 使用したプロモーション素材（編集可能データを含む）
- ⑤ アンケート票原本及び集計表、事業期間中に撮影、記録した写真・動画の原データ
- ⑥ ①から⑤に含まれないもので、発注者と受注者協議のうえ必要となる資料一式

5 委託業務の基本方針

- (1) 本業務の進捗状況は、発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。
- (2) 受注者は、本業務による成果品に関する著作権、二次利用、モデルリリース（肖像権使用許諾等）、プロパティリリース等の権利関係の許諾手続きを適切に行うこと。

(3) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。

(4) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の受託者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。

(6) 本事業に係る経理は、他の事業と区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。

(7) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、当該成果品を本業務以外にインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、自由に使用（公開、配布、放送等）することができるものとする。

(8) 本仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は発注者と協議の上決定する。